

整理番号	4-1	領収書等の添付様式
領収書その他の証拠書類の添付欄		
受取書 (ご依頼人控え) RECEIPT 年月日 金額 36,319円 発行所 ご依頼人 成迫 健児 様 3258546191 銀行 支店 取扱い付印 紙 請求金額に加え、手数料は お客さま負担となります。 (銀行・コンビニーお客様渡し)		
事業名、使途及び内容等		
携帯電話料 2月分 携帯電話料金利用料 対象経費 (10,847 円) - (0) = 10,847 円 9861円 + 986円 = 10,847円		
あん分による充当の場合		
あん分の率 (0.50000) あん分による政務活動費の支出額(5,423 円)		
一部のみ打切り充当した場合		
政務活動費の支出額 (5,423 円)		

整理番号

4 - 2

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄



株式会社ヤマダデンキ
本部 群馬県高崎市栄町1-1
<https://www.yamada-denkiweb.com>

登録番号: T2070001036729

デックランド大分佐伯店
0972-22-7171
御来店誠に有り難う御座います

今買収書

No. 097-402-115003 [現金売]

2024.04/15 13:26

レシ相当

販売担当

会員No: 9012944208039*

2867138018 BC1331XLBK 331

キャノン 1:持帰 外10 ¥1,991

会員値引対象(5%) -¥100

2867129016 BC1331GY 331

キャノン 1:持帰 外10 ¥1,255

会員値引対象(5%) -¥63

9006108017 カイン社 行持 777

デ-ジカ 1:持帰 外10 ¥0

会員値引額計 -¥163

小計 ¥3,083

消費税 ¥3,391

税込計 0P

合計 ¥3,391

(内消費税 ¥308)

10%対象 ¥3,391

(内消費税 ¥308)

現金 ¥3,391

お預り ¥5,391

お釣り ¥2,000

事業名、使途及び内容等

文具購入費

事務用品購入費(キャノンインク代)

対象経費 (3,391 円) - (0) = 3,391 円

あん分による充当の場合

あん分の率 (0.50000)

あん分による政務活動費の支出額(1,695 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額 (円)

整理番号

4-3

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

大分県佐伯市 市税課 佐伯市下水道課

水道料金及び下水道使用料納入通知書兼領収書

令和6年4月分 使用期間(3月2日～4月1日) (精算分)

佐伯市中村東町5番14号

一幸館(1F左)

成道健児 事務所 様

(設備住所) 佐伯市向島1丁目5番34号

佐伯市水道事業 T8-8000-2000-1947

佐伯市下水道事業 T6-8000-2000-1965

お客様番号 00-029434-004

検 計 日 令和6年4月1日

使用水量 1 m³

水道料金 790 円

使用料金 (消費税10%) 71 円

下水道料金 680 円

使用料金 (消費税10%) 61 円

合 計 1,470 円

納期限 令和6年4月17日

佐伯市長

田中 利明

上記の金額を領収しました。

領収日付印

収入印紙不交 (納入者保存)

24.4.16

事業名、使途及び内容等

事務所上下水道料金

4月分

対象経費 (1,470 円) - (0) = 1,470 円

あん分による充当の場合

あん分の率 (0.50000)

あん分による政務活動費の支出額(735 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額 (円)

整理番号

4-4

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

給与支払証明書

令和 6年 3月分

氏名	勤続日数	給与	賞与			支給計
			退職手当	繰上給付金	手当計	
	18	112,500	4,000	0	4,000	116,500
控 除						支払総額
別荘料	雇用保険料	健康保険料	厚生年金	徴収計		
4,100	699	0	0	4,799		111,701
支給者	佐伯市中村東町5番14号					
	氏名又は名称 大分県議会議員 成迫 健児					

〈給与振込先〉



振込氏名



支給日	印 鑑
令和6年4月19日	

キャッシュサービスご利用明細票

毎度ご利用いただきまして、ありがとうございます。
ご利用の明細は、下記の通りでございます。どうぞお確かめ下さい。

取引日 06-04-19 取引店・口座番号 0052001 ご利用内容 お振込み

お振込金額 ¥111,701
手数料 ¥165

元 金 結 算

ご案内・お受取人

ご依頼人 ナリサコ ケンジ 様

電話番号
取引時刻 10:53 振込日
振込通番 000083
L 007591

印紙税申告
付につき六分

事業名、使途及び内容等

政務活動補助職員給与

3月分給与（給与分116,500円・振込手数料165円）

対象経費 (116,665 円) - (0) = 116,665 円

あん分による充当の場合

あん分の率 (0.50000)

あん分による政務活動費の支出額 (58,332 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額 (58,332 円)

雇用契約書

氏 名		生年月日	
住 所			
連絡先		(自宅)	
		(携帯)	

下記条件にて契約することに同意します

雇用期間	令和 6年 4月 1日～
就業場所	大分県佐伯市中村東町5番14号
業務内容	政務活動等事務補助
就業時間	午後 13時 00分 ～ 午後 17時 00分
	月・火・木・金
休 日	水曜日 ・ 土日祝日 ・ 年末年始
給 与	時給 1,000円
通勤手当	月 4,000円 (通勤距離13キロ)
給与支払方法	

契約書は2通作成し、双方が1通を保有する。

令和6年4月1日

雇用者 会 派 名 県民クラブ
代表者名 成迫 健

被雇用者 氏 名

整理番号

4-5

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

なりさこ健児事務所 様

しんぶん
領収書 赤旗

2024 年 4 月分

930 円(税込)

新聞・雑誌名	税率	部数	金額(税込)
「しんぶん赤旗」日曜版	8%	1	930

(取扱先)
「しんぶん赤旗」出張所
日本共産党 南部地区委員会
TEL 0972-23-0945
FAX 0972-23-2342

8%対象	861 円(税抜)	消費税	69 円
10%対象	0 円(税抜)	消費税	0 円

日本共産党中央委員会 登録番号 T2700150120822

領収年月日

4/25

印

事業名、使途及び内容等

定期購読料

4月分 (しんぶん赤旗)

対象経費 (930 円) - (0) = 930 円

あん分による充当の場合

あん分の率 (1.00000)

あん分による政務活動費の支出額 (930 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額 (円)

整理番号	4-6	領収書等の添付様式														
領収書その他の証拠書類の添付欄																
（D）電気料金領収証 お振込人 ナリサコ ケンジ 様 お客さま番号 50-500-000-06-7257715-31 ゆうちょ銀行又は郵便局でお支払いの場合は左側の2枚だけをお出ください。 支払金額 2024 年 4 月分 1,521 円 （うち消費税等相当額 138 円） <table><tr><td>基本料金</td><td>590円31銭</td></tr><tr><td>最初の 56 kWh</td><td>694円64銭</td></tr><tr><td>57 kWh ~ 140 kWh</td><td>0円00銭</td></tr><tr><td>141 kWh ~</td><td>0円00銭</td></tr><tr><td>燃料費等調整額</td><td>-36円48銭</td></tr><tr><td>再エネ賦課金</td><td>53円00銭</td></tr><tr><td>書面発行手数料</td><td>220円00銭</td></tr></table> 料金内訳 推定 ご使用量 38 kWh ご使用期間 3 月 18 日 ~ 3 月 31 日 お支払期日 2024 年 5 月 7 日 九州電力株式会社 電話 0120-761-381 （金融機関・CVS取扱店→お振込人） 収入印紙 金融機関コンビニ取扱印（印紙） 収本 印に がよ なり 直 も の お 金 よ び る 金 と は 訂 正 し ま せ ん。 の は 無 効 で す。			基本料金	590円31銭	最初の 56 kWh	694円64銭	57 kWh ~ 140 kWh	0円00銭	141 kWh ~	0円00銭	燃料費等調整額	-36円48銭	再エネ賦課金	53円00銭	書面発行手数料	220円00銭
基本料金	590円31銭															
最初の 56 kWh	694円64銭															
57 kWh ~ 140 kWh	0円00銭															
141 kWh ~	0円00銭															
燃料費等調整額	-36円48銭															
再エネ賦課金	53円00銭															
書面発行手数料	220円00銭															
事業名、使途及び内容等																
事務所電気料 4月分 対象経費 (1,521 円) - (0) = 1,521 円																
あん分による充当の場合																
あん分の率 (0.50000) あん分による政務活動費の支出額(760 円)																
一部のみ打切り充当した場合																
政務活動費の支出額 (円)																

整理番号

4-8

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

10	D06-04-30	ATM振込	100,000	1)トウシヨウトウ
11	D06-04-30	手数料	660	

事業名、使途及び内容等

事務所借上料

5月分(事務所費100000円・振込手数料660円)

対象経費 (100,660 円) - (0) = 100,660 円

あん分による充当の場合

あん分の率 (0.50000)

あん分による政務活動費の支出額(50,330 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額 (50,330 円)

事業用建物賃貸借契約書

貸主 (有)東晶堂 代表取締役 幸木 由美男 (以下「甲」という)と借主 成迫 健児 (以下「乙」という)は、事業用建物賃貸借契約(以下「本契約」という)を、付帯する「事業用建物賃貸借契約約款」に基づいて、以下の条件で締結し、また甲と連帯保証人 (以下「丙」という)は、同契約約款のとおり乙の債務について連帯保証契約を締結した。

頭書(1) 賃貸借の目的物の表示等	名 称	一幸館				1 階	1 階左側
	所 在 地	(登記簿) 佐伯市中村東町 1 4 3 7 番地					
		(住居表示) 佐伯市中村東町 5 番 1 4 号					
	種 類	事務所	家屋番号	1437			
	構 造	鉄骨造 / 2 階建					
面 積	専有	55.20 m ² (約 16.69 坪)			その他使用可能な面積	m ²	
	バルコニー	m ² (約 坪)				(約 坪)	
物件の所有者	(住所)						
	(氏名)						
頭書(2) 賃 貸 借 条 件	使用目的	事務所					
	賃 料	月額	100,000 円(うち消費税 0 円)	敷 金	(賃料の 1 ヲ月分)	(金額)	100,000 円
	管 理 費	月額	0 円(うち消費税 0 円)				
	共 益 費	月額	0 円(うち消費税 0 円)	札 金	(賃料の 1 ヲ月分)	(総額)	100,000 円
	駐 車 料	月額	0 円(うち消費税 0 円)		(うち消費税) 0 円		
	付属施設料	月額	0 円(うち消費税 0 円)	権 利 金	(総額)	0 円	(うち消費税) 0 円
	雑 費	月額	0 円(うち消費税 0 円)				
	保 險 料	総額	0 円(うち消費税 円)	更 新 料	(総額)	0 円	(うち消費税) 0 円
	保 証 料	0 円					
	保 証 金	0 円(3.3m ² 当たり 0 円)		更新手数料	(総額)	0 円	(うち消費税) 0 円
	敷金・保証金の返還時期	本物件の明渡し後					
	保証金の償却	・建物明渡し時に % (総額) 円 (うち消費税) (円) ・その他			・契約更新時毎に % (総額) 円 (うち消費税) (円) (償却分は、償却時から10日以内に補填しなければならない。)		
	契約期間	2024年04月01日 から 2026年03月31日 迄の 2年 0 ヲ月 0 日間					
	借主の解約権	解約の効力は、借主が解約の申入れをした日から 1 ヲ月の経過をもって発生する。					
	賃料・管理費・共益費・駐車料及び・雑費・付属施設料の支払方法並びに支払期限	持参払	(住所)				
(氏名)							
振込先						振込金額合計 (振込料は乙の負担とする)	
口座名義人 有限会社 東晶堂 代表取締役 幸木 由美男					100,000 円		
口座引落 委託会社名							
翌月分を毎月 末 日迄に前払(翌月前払)。 振込手数料は借主負担							

頭書(3) その他	付 属 施 設					
	貸 与 す る 鍵 一 覧		No.		No.	
			No.		No.	
鍵の引渡し並びに物件の引渡し日				ポストボックス		

頭書(4) 特約事項	・犬猫鶏等の動物ペットの飼育禁止。(一時預りも不可)・本物件内の設備に対する修理費用は借主の負担とする。 ・明渡しの際に入居者が破損及び極端に汚損した場合は修復費用の実費をいただきます。 ・明渡しの際には入居時と同程度の室内環境に清掃するものとする。 ・駐車場は隣接地4台分無料。 ・建物北側外壁に看板設置を行う際には、事前に看板作成案を貸主に提示し許可を得ることとする。
---------------	---

本契約の締結を証する為本書3通を作成し、甲乙丙、媒介業者はこれに署名捺印したあと、甲乙丙各自が1通を保有する。

2016年4月3日

		貸 主 ・ 甲		借 主 ・ 乙	
住 所	〒 876-0849 佐伯市臼坪24-23		〒 [REDACTED]		
電 話 番 号	0972-24-0821		[REDACTED]		
氏 名	(有)東晶堂 代表取締役 幸木 由美男		成道 健児		
乙の連帯保証人・丙	〒 (住所) (氏名) (乙との関係) (電話番号) (勤務先) (極度額)		印	〒 (住所) (氏名) (乙との関係) (電話番号) (勤務先) (極度額)	
保証機関					
(緊急時の連絡先)	〒 (住所) (氏名) (電話番号) (乙との関係)				
媒 介 業 者			媒 介 業 者		
免許番号 主たる 事務所 商 号	大分県知事(12)第1385号 大分県佐伯市中の島2丁目1番6号 有限会社マルハナ不動産		免許番号 主たる 事務所 商 号		
代 表 者	代表取締役 児玉 晃		代 表 者		
宅 地 建 物 取 引 士			宅 地 建 物 取 引 士		
登録番号 氏 名 事務所名 所 在 地 電 話	(大分)第 [REDACTED] [REDACTED] 有限会社マルハナ不動産 大分県佐伯市中の島2丁目1番6号 0972-23-5566		登録番号 氏 名 事務所名 所 在 地 電 話		

事業用建物賃貸借契約約款

(契約の締結)

第1条 貸主（以下「甲」という。）及び借主（以下「乙」という。）は、頭書（2）の使用目的欄記載の用に供することを目的とする賃貸借契約（以下「本契約」という。）を、頭書（1）に記載する目的物件（以下「本物件」という。）について、以下のとおり締結した。

(契約期間及び更新料)

第2条 契約期間は、頭書（2）に記載のとおりとする。

- 2 甲及び乙は、協議の上、本契約を更新することができる。尚、契約条件に変更がない場合は自動更新とする。
- 3 本契約が更新される場合には、乙は、甲に対し、頭書（2）に記載する更新料を支払わなければならない。

(賃料)

第3条 乙は、頭書（2）の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。

- 2 甲及び乙は、次の各号の一に該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。
 - 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合。
 - 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合。
 - 三 近傍類似の建物の賃料の変動が生じ、賃料が不相当となった場合。
- 3 1ヵ月に満たない期間の賃料は、1ヵ月を実日数に応じて日割り計算した額とする。

(管理費・共益費等)

第4条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等（以下「維持管理費」という。）に充てるため、管理費、共益費等を頭書（2）の記載に従い甲に支払うものとする。

- 2 甲及び乙は、維持管理費の増減により管理費、共益費等が不相当となったときは、協議の上、管理費、共益費を改定することができる。
- 3 1ヵ月に満たない期間の管理費、共益費等は、1ヵ月を実日数に応じて日割り計算した額とする。
- 4 乙は、本契約と同時に火災等保険に加入するものとする。

(消費税)

第5条 乙は、法令の定めるところに従い、賃料、管理・共益費等について消費税を支払わなければならない。尚、賃料に消費税は含まれておりませんので、消費税の申告、納付手続きが必要な場合は乙が行うものとする。

- 2 契約期間中に消費税率の変動があった場合、乙は、変動のあった日より当然に新消費税率が適用され、以後の賃料、管理・共益費等の支払いについて新消費税率で計算された消費税を支払うことをあらかじめ承認する。

(負担の帰属)

第6条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。

- 2 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

(敷金・保証金)

第7条 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書（2）に記載する敷金・保証金を甲に預け入れるものとする。但し、敷金・保証金には利息はつけない。

- 2 甲は、乙が本契約から生じる債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることができる。
- 3 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金・保証金をもって賃料、管理費、共益費等その他の債務と相殺をすることができない。
- 4 賃料が増額された場合、乙は、敷金を補填しなければならない。補填する敷金は、新賃料額を基準にした、頭書（2）の敷金欄に記載する月数分相当額と旧賃料額による同月数相当額の差額とする。
- 5 保証金の償却方法並びに償却率については、頭書（2）に記載のとおりとする。保証金が償却された場合には、償却時から10日以内に償却分を補填しなければならない。
- 6 甲は、本物件の明渡しがあったときは、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の差引いたその残額を、頭書（2）に記載する時期に、無利息で、乙に返還しなければならない。
- 7 前項の規定により乙の債務額を差引くときは、甲は、敷金・保証金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(礼金・権利金)

第8条 乙は、本契約締結と同時に、頭書（2）に記載する礼金・権利金を甲に支払うものとする。但し、乙は、本契約締結後は、甲に対し、頭書（2）に記載する礼金・権利金の返還を求めることは出来ない。

(反社会的勢力ではないことの確約)

第9条 甲及び乙は、それぞれの相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

- 一 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。
- 二 甲又は乙が法人の場合、自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと。
- 三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと。

四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。

ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為。

イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為。

(禁止又は制限される行為)

第10条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は転貸してはならない。

2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。

3 乙は敷金又は保証金返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。

4 乙は、本物件の使用にあたり、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

一 鉄砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること。

二 大型の金庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること。

三 騒音等の迷惑行為を行うこと。

四 第1項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は転貸すること。

五 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること。

六 本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること。

七 本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入させること。

5 乙は、本物件又は建物の共用部分の使用にあたり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

一 階段・廊下等共用部分への物品の設置。

二 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示。

(乙の管理義務)

第11条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。

2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。

3 乙は、管理規約・使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件管理上必要な事項を乙に通知した場合その事項を遵守しなければならない。

4 契約締結と同時に甲は、乙宛入居に必要な頭書(3)に記載する鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡のうえ、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。

5 乙は、鍵の追加設置、交換、複製を甲の承諾なく行ってはならない。

(修繕費の負担部分)

第12条 甲は、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。この場合の修繕に要する費用は、乙の責めに帰すべき事由により必要となった修繕については、乙が負担し、その他の修繕については甲が負担するものとする。

2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめ、その旨を乙に通知しなければならない。この場合に、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。

3 乙は、本物件内に破損箇所が生じたときは、甲にその旨を速やかに通知し修繕の必要について協議するものとする。その通知が遅れて甲に損害が生じたときは、乙は、これを賠償する。

4 前項の規定による通知が行われた場合において、修繕の必要が認められるにもかかわらず、甲が正当な理由なく修繕を実施しないときは、乙は自ら修繕をすることができる。この場合の修繕に要する費用は、第1項に準ずるものとする。

(内装造作諸設備工事)

第13条 本契約後乙において本物件に看板を設置し、その他の掲示をなす場合、あるいは本物件内の内装造作又は、付属物件の新設・撤去等、全て原状を変更するときは、あらかじめ乙は甲の承諾を得なければならない。この工事については、甲・乙協議の上、施工業者を選定し、これを行うものとし、その費用は乙が一切負担するものとする。乙は、これらに関し必要費・有益費その他費用の償還を甲に請求しない。

2 乙が甲の承諾を得て施した建具・その他造作・模様替え等は本契約の終了の場合においては、買取請求権はこれを放棄することを承認し直ちに当該物件の撤収をなし、原状回復の義務を負うものとする。

3 乙が甲の承認を得ずして、第1項の掲示や原状変更の行為をなした場合にはこの為に生じた障害の損害賠償は勿論、直ちに原状回復の義務を負う。

(契約の解除)

第14条 甲は、乙が次の各号の一に該当した場合において、本契約を解除することができる。ただし、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないことを要する。

一 乙が賃料又は共益費の支払いを2ヵ月以上怠ったとき。

二 乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用の負担を怠ったとき。

- 2 甲は、乙が次の各号の一に該当した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。
- 一 本物件を頭書（2）記載の使用目的以外の用に供したとき。
 - 二 第10条（第4項の第四号から第七号を除く。）のいずれかの規定に違反したとき。
 - 三 入居時に、乙又は連帯保証人について告げた事実と重大な虚偽があったことが判明したとき。
 - 四 銀行取引停止処分を受け、又は破産手続き、民事再生手続き、特別清算手続き、会社更生手続きの申立があったとき、あるいは著しい信用不安を生じたとき。
 - 五 その他乙が本契約の各条項に違反したとき。
- 3 甲又は乙の一方について、次の各号の一に該当した場合には、その相手方は、何ら催告も要せずして、本契約を解除することができる。
- 一 第9条の確約に反する事実が判明したとき。
 - 二 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき。
- 4 甲は、乙が第10条第4項第四号から第七号に掲げる行為を行った場合には、何ら催告も要せずして、本契約を解除することができる。

（乙からの解約）

第15条 乙は、甲に対して解約の申入れをした場合には、頭書（2）記載のとおり本契約を解約することができる。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、頭書（2）に掲げる解約の申入れの日から解約の効力の発生する日までの賃料相当額を甲に支払うことにより、即時に本契約を解約することができる。

（一部滅失等による賃料の減額等）

第16条 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、それが乙の責めに帰すべき事由によらないときは賃料は、その使用できなくなった部分の割合に応じて減額されるものとする。この場合において、甲及び乙は賃料減額の程度、期間、賃料の減額に代替する方法その他必要な事項について協議するものとする。

2 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、残存する部分のみでは乙が賃借した目的を達することができないときは、乙は、本契約を解除することができる。

（契約の終了）

第17条 本契約は、本物件の全部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合には、これによって終了する。

（明渡し及び明渡し時の修繕）

第18条 乙は、本物件の明渡しをするときには、明渡し日をその30日前までに甲に通知し、立会日を協議しなければならない。

- 2 乙は、第14条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。
- 3 乙は、明渡しの際、貸与を受けた頭書（3）に記載する鍵（複製した鍵があれば複製全部を含む。）を甲に返還しなければならない。
- 4 本契約終了時に本物件内に残置された乙の所有物があり、本物件を維持管理するために、緊急やむを得ない事情がある時は、乙がその時点でこれを放棄したものとみなし、甲はこれを必要な範囲で任意に処分し、その処分に要した費用を乙に請求することができる。
- 5 本物件の明渡し時において、乙は、本物件内に乙が設置した造作・設備等を撤去し、本物件の変更箇所及び本物件に生じた汚損、損傷箇所（通常の使用及び収益によって生じた本物件の損耗並びに本物件の経年変化を除く。）を全て修復して、本物件の引渡し当初の原状に復せしめなければならない。ただし、乙の責めに帰すことができない事由により生じたものについては、原状回復を要しない。
- 6 甲及び乙は、前項に基づいて乙が行う原状回復の内容及び方法について協議するものとする。

（立入り）

第19条 甲又は甲の指定する者は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。

- 2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲又は甲の指定する者の立入りを拒否することはできない。
- 3 本契約終了後において本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、甲及び本物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。
- 4 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の承諾を得ずに立ち入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

（甲の通知義務）

第20条 甲は次の各号の一に該当するときは直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。

- 一 賃料等支払い方法の変更。
- 二 本物件の管理業者の変更。

（乙の通知義務）

第21条 乙又は丙は、次の各号の一に該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。

- 一 長期に休業するとき。
- 二 丙の住所・氏名・緊急の連絡先・その他の変更。
- 三 丙の死亡又は解散。

(損害賠償等)

第22条 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は、消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

- 2 乙又はその同居人・関係者の故意又は過失により、本物件又は本物件の属する建物に破損・汚損・故障その他の損害を生じさせたときは、乙は、遅滞なくその旨を甲及び関係者に連絡し、一切の損害を賠償しなければならない。
- 3 乙と他の居住者その他の第三者との間で生じた損害賠償問題等については、理由の如何を問わずその当事者間で問題を解決するものとし、甲は、これに関与しないものとする。
- 4 甲は、その責によらない火災、盗難等乙の損害若しくは本物件の居住を不可能にするような非常事態の発生による乙の損害については、責任を負わない。

(延滞損害金)

第23条 乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年(365日あたり)14.6%の割合による延滞損害金を支払うものとする。

(立退料等の請求禁止)

第24条 本契約が解除又は合意によって終了した場合には、乙は甲に対して移転料・立退料・損害賠償その他何等の名目の如何を問わず、一切の請求をしないものとする。

(連帯保証人)

第25条 丙は、乙と連帯して、合意更新・法定更新にかかわらず本契約が存続する限り、本契約から生じる乙の一切の債務を負担するものとする。

- 2 前項の丙の負担は、記名押印欄に記載する極度額を限度とする。
- 3 丙は、本契約書に実印を押捺するとともに、丙の引受を証する実印を確認するため、印鑑証明書を添付しなければならない。
- 4 丙が負担する債務の元本は、次のいずれかに該当するときに、確定するものとする。
 - 一 甲が丙の財産について、賃料その他の本契約により生じる乙の金銭の支払を目的とする債権についての強制執行又は担保権の実行を申し立てたとき。ただし強制執行又は担保権の実行の開始があったときに限る。
 - 二 丙が、破産手続開始の決定を受けたとき。
 - 三 乙又は丙が、死亡したとき。
- 5 前項に規定する場合、又は丙が、連帯保証人として要求される能力又は資力を失った場合は、第21条の規定に基づき乙は直ちにその旨を甲に通知するとともに、甲の承諾する新たな連帯保証人に保証委託するものとする。
- 6 前項の場合において、新たに甲との間で連帯保証契約を締結した連帯保証人は、第1項に定める義務を負うものとする。
- 7 丙の請求があったときは、甲は、丙に対し、遅滞なく、賃料及び共益費等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、乙の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければならない。

(免責)

第26条 地震、火災、風水害等の災害、盗難等その他不可抗力と認められる事故、又は、甲若しくは乙の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責を負わないものとする。

(協議)

第27条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(合意管轄裁判所)

第28条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第一審管轄裁判所とする。

(公正証書の作成)

第29条 乙及び丙は、甲の請求がある場合には、本契約及びこの約款と同趣旨の内容の強制執行許諾文言付公正証書を作成することに同意する。

(更新に関する事項及び特約事項)

第30条 更新に関する事項及び特約事項については、頭書(4)に記載するとおりとする。

整理番号

5-1

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領 収 証

令和6年4月分

成迫 健児 様

*は軽減税率対象項目

品 名	部 数	金 額	5 月 3 日 領 収
*大分合同新聞	1	4,000	合 計 金 額
[8%対象] 4,000 (消費税/296)			4,000 円

登録番号: T3810366059750

大分合同新聞 佐伯堅田プレスセンター

加 藤 泰 広

TEL 24-2630 0376-0032 佐伯市中山区1番通り1班

事業名、使途及び内容等

定期購読料

4月分(大分合同新聞)

対象経費 (4,000 円) - (0) = 4,000 円

あん分による充当の場合

あん分の率 (1.00000)

あん分による政務活動費の支出額(4,000 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額 (円)

整理番号

5-2

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

新製品が安い
KS ケーズデンキ

お買上げ明細

2024年 5月 8日(水)

11時11分

(3141000492925)

会員番号 0530018509625

—〈明月細〉

1 ●インクカートリッジ
エプソン
4988617160972 ICC74
1点

2 ●コピー用紙
三菱製紙
4957250601814 RE-FSC-MX A4
10%値引対象
1点
10% 持帰
¥393

	2点/合計	¥1,320
税率別内訳 /	課税対象額 10%	¥1,320
	(内消費税額	¥120)

[0533141-053039703-2310004487850]

領収証

2024年 5月 8日(水)

11時11分

樣

金額	¥1,320
----	--------

	(内消費税等	¥120)
税率別内訳 /	課税対象額 10%	¥1,320
	(内消費税額	¥120)

但し、お品代として

上記金額正に領収致しました。

-〈決濟内訳〉

現金	¥1,320
(内消費税等)	¥120)

現金お預かり	¥10,000
お釣り	¥8,680

登録番号:T3050001005560

株式会社九州ケーズデンキ

ケーズデンキ佐伯店

電話番号 0972-25-1538

販売担当者039703



事業名、使途及び内容等

文具購入費

事務用品購入費 (EPSONインク・コピー用紙代)

対象経費 (1,320 円) - (0) = 1,320 円

あん分による充当の場合

あん分の率 (0.50000)

あん分による政務活動費の支出額(660 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額 () 円)

整理番号

5-3

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

支払証明書

発行日付：2025年03月11日

ソフトバンク株式会社

東京都港区海岸1丁目7番1号

請求先氏名	成迫 健児
請求先住所	
提出・交付先	
請求事由	顧客依頼
請求先番号	3258546191

携帯電話番号／機種契約番号等（2025年03月11日現在）

請求年月	請求額	当月請求額	入金額	（消費税等）	（回収代行額）	領収日
------	-----	-------	-----	--------	---------	-----

2024年03月	29,873	29,873	29,873	(2,199)	(0)	2024年05月15日
----------	--------	--------	--------	-----------	-------	-------------

合計	499,150	(25,183)	(0)
----	---------	------------	-------

上記の料金は、収納済であることを証明いたします。

※クレジットカードでお支払いのお客様は、ご契約されているクレジットカード会社へ上記料金のお支払いがない場合、本証明書は無効となります。

印紙税申告納
付につき定
税額書承認済

お問い合わせ先

ソフトバンク株式会社
ソフトバンクカスタマーサポート
ソフトバンク携帯電話から 157（無料）
一般電話から 0065-519-0157（無料）

事業名、使途及び内容等

携帯電話料

3月分 携帯電話料金利用料

対象経費 (10,793 円) - (0) = 10,793 円

あん分による充当の場合

あん分の率 (0.50000)

あん分による政務活動費の支出額 (5,396 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額 (円)

整理番号

5-4

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
成迫 健児 様

お客様番号
4910-1710-60230

2024年 4月ご請求分
金額(円)
¥7,332-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領 収 日 期 印
283216
24.5.15
ロ ー ソ ン
生 産 内 町 産

取 入 印 紙 貼 付 欄
(金融機関・CVS用)→お客様

A T 局またはゆうちょ銀行、郵便局でお支払いの場合は、お領2枚を提出してください。上記以外でお支払いの場合は、切り取りをいってください。

事業名、使途及び内容等

事務所電話料

4月分

対象経費 (7,332 円) - (0) = 7,332 円

あん分による充当の場合

あん分の率 (0.50000)

あん分による政務活動費の支出額(3,666 円)

一部のみ打ち切り充当した場合

政務活動費の支出額 (円)

整理番号	5-5
------	-----

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

給 与 支 払 証 明 書

令和 6年 4月分

氏名	勤務日数	給与	手当			支給計
			通勤手当	超過勤務手当	年功給	
	16	64,000	4,000	0	4,000	68,000
控 除						差引支給額
所得税	雇用保険料	健康保険料	厚生年金	控除計		
1,960		0	0	1,960		66,040
支給者		住所	佐伯市中村東町5番14号			
		氏名又は名称	大分県議会議員 成道 健児			

(給与振込先)

振込氏名

支給日	差額印
令和6年5月21日	

お取引日付	お支払金額（円）	お預り金額（円）
2024-05-21	66,040	

事業名、使途及び内容等

政務活動補助職員給与
4月分給与（給与分68,000円）
対象経費（ 68,000 円）－（ 0 ）＝ 68,000 円

あん分による充当の場合

あん分の率（ 0.50000 ）
あん分による政務活動費の支出額（ 34,000 円）

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額（ 円）

雇用契約書

氏 名		生年月日	
住 所			
連絡先		(自宅)	
		(携帯)	

下記条件にて契約することに同意します

雇用期間	令和 6年 4月 1日～
就業場所	大分県佐伯市中村東町5番14号
業務内容	政務活動等事務補助
就業時間	午後 13時 00分 ～ 午後 17時 00分
	月・火・木・金
休 日	水曜日 ・ 土日祝日 ・ 年末年始
給 与	時給 1,000円
通勤手当	月 4,000円 (通勤距離13キロ)
給与支払方法	

契約書は2通作成し、双方が1通を保有する。

令和6年4月1日

雇用者 会 派 名 県民クラブ
 代表者名 成迫 健児

被雇用者 氏 名

整理番号

5-6

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

なりさこ健児事務所 様

しんぶん 赤旗
領収書

2024 年 5 月分

930 円(税込)

新聞・雑誌名	税率	部数	金額(税込)
「しんぶん赤旗」日曜版	8%	1	930

(取扱先)

「しんぶん赤旗」出張所
日本共産党 南部地区委員会
TEL 0972-23-0945
FAX 0972-23-2342

8%対象	861 円(税抜)	消費税	69 円
10%対象	0 円(税抜)	消費税	0 円

日本共産党中央委員会 登録番号 T2700150120822

領収年月日

5/24

扱者

事業名、使途及び内容等

定期購読料

5月分(しんぶん赤旗)

対象経費 (930 円) - (0) = 930 円

あん分による充当の場合

あん分の率 (1.00000)

あん分による政務活動費の支出額(930 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額 (円)

整理番号

5-8

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

利用明細票

宛先ご利用いただきありがとうございます。
 ただいまお取引いただきました明細は下記の通りで
 ございます。ご確認ください。(裏面もご確認ください)

ご利用年月日	取扱金額	店番・検番通番
06 05 31	19600294-0596	
カード発行金融機関・店番・科目・口座番号		
お取引金額		
お引出		
手数料 金額	¥550	お取引金額
時刻	08:03	¥100,000*
説明コード	お取引後残高	

(ご案内)
 コトウシヨウトウ様
 ナリサコ ケンシ様

事業名、使途及び内容等

事務所借上料

6月分(事務所費)

対象経費 (100,550 円) - (0) = 100,550 円

あん分による充当の場合

あん分の率 (0.50000)

あん分による政務活動費の支出額(50,275 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額 (円)

整理番号

6-1

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領 収 証

令和6年5月分

成迫 健児 様

*は軽減税率対象項目

品 名	部 数	金 額	6月5日領収
*大分合同新聞	1	4,000	合計金額
[軽減税率対象] 4,000 (消費税/296)			4,000 円

上記の金額正に領収致しました。上記金額には消費税が含まれています。

登録番号:T3810366059750

大分合同新聞 佐伯堅田プレスセンター

加 藤 泰 広

TEL 24-2630 0976-0032 佐伯市中山区1番通り1班

事業名、使途及び内容等

定期購読料

5月分(大分合同新聞)

対象経費 (4,000 円) - (0) = 4,000 円

あん分による充当の場合

あん分の率 (1.00000)

あん分による政務活動費の支出額(4,000 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額 (円)

整理番号

6-2

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

受取書(ご依頼人控え)RECEIPT	
支払日	年 月 日
金額	28,231円
先方銀行	
依頼人	
積立種別	口金 普通
ご依頼人	成迫 健児 様
請求元番号	3258546191
銀行	支店
取扱日付印 2016.1.18 [Redacted]	
印 紙	
請求金額に加え、手数料は お客様負担となります。 (銀行・コンビニ→お客様渡し)	

事業名、使途及び内容等

携帯電話料

4月分 携帯電話料金利用料

対象経費 (10,804 円) - (0) = 10,804 円

9,822円 + 982円 (消費税) = 10,804円

あん分による充当の場合

あん分の率 (0.50000)

あん分による政務活動費の支出額(5,402 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額 (円)

整理番号	6-3	領収書等の添付様式
領収書その他の証拠書類の添付欄		
2024年06月18日 一連No. 013375 領収No. 000006 領 収 書 様 ¥550- 対象計 10.0% ¥550- 内税 ¥50- (但し 文具代 として、正に領収致しました) 印刷面を内側に折って保管願います 印 エトウ文具 登録番号T2320002016415 佐伯市大手町2丁目3-20 電話:0972-22-0730 FAX:0972-22-5212		
事業名、使途及び内容等		
文具購入費 事務用品購入費 (コピー用紙代) 対象経費 (550 円) - (0) = 550 円		
あん分による充当の場合		
あん分の率 (0.50000) あん分による政務活動費の支出額(275 円)		
一部のみ打切り充当した場合		
政務活動費の支出額 (円)		

整理番号	6-4	領収書等の添付様式																																																																																
領収書その他の証拠書類の添付欄																																																																																		
納入証明書																																																																																		
令和 6年11月19日		佐伯市長 田中 利明																																																																																
佐伯市 佐伯市長 田中 利明 (31)																																																																																		
次のとおり収納されていることを証明します。																																																																																		
記																																																																																		
お客様番号 00-004921-009																																																																																		
設置場所 佐伯市中村東町5番14号 一幸館(1F左)																																																																																		
使用者氏名 成迫健児 事務所																																																																																		
佐伯市水道事業 T8-8000-2000-1947																																																																																		
⑤	<table><thead><tr><th>収納日</th><th>測定年月</th><th>使用水量(m³)</th><th>上水道料金(円) (消費税 10%)</th><th>排水量(m³)</th><th>下水道使用料(円) (消費税 **%)</th><th>合計金額(円)</th><th>備 考</th></tr></thead><tbody><tr><td>令和 6. 6. 19</td><td>令和06.06</td><td>2</td><td>830 76</td><td>*****</td><td>*****</td><td>830</td><td></td></tr><tr><td colspan="8" rowspan="5"></td></tr><tr></tr><tr></tr><tr></tr><tr></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>以下余白</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	収納日	測定年月	使用水量(m³)	上水道料金(円) (消費税 10%)	排水量(m³)	下水道使用料(円) (消費税 **%)	合計金額(円)	備 考	令和 6. 6. 19	令和06.06	2	830 76	*****	*****	830															以下余白																																																			
収納日	測定年月	使用水量(m³)	上水道料金(円) (消費税 10%)	排水量(m³)	下水道使用料(円) (消費税 **%)	合計金額(円)	備 考																																																																											
令和 6. 6. 19	令和06.06	2	830 76	*****	*****	830																																																																												
					以下余白																																																																													
事業名、使途及び内容等																																																																																		
事務所上下水道料金 5月分 対象経費 (830 円) - (0) = 830 円																																																																																		
あん分による充当の場合																																																																																		
あん分の率 (0.50000) あん分による政務活動費の支出額(415 円)																																																																																		
一部のみ打切り充当した場合																																																																																		
政務活動費の支出額 (円)																																																																																		

整理番号

6-5

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

給 与 支 払 証 明 書

令和 6年 5月分

氏名	勤務日数	給与	手当			支給計
			通勤手当	超過勤務手当	手当計	
	15	60,000	4,000	0	4,000	64,000
控 除					差引支給額	
所得税	雇用保険料	健康保険料	厚生年金	控除計		
1,838	0	0	0	1,838	62,162	
支給者	住所		佐伯市中村東町5番14号			
	氏名又は名称		大分県議会議員 成迫 健児			

(給与振込先)

振込先

振込氏名

支給日	受領印
令和6年6月21日	



06/21

62,162円 >

事業名、使途及び内容等

政務活動補助職員給与
5月分給与(給与分64,000円)

対象経費 (64,000 円) - (0) = 64,000 円

あん分による充当の場合

あん分の率 (0.50000)

あん分による政務活動費の支出額(32,000 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額 (円)

整理番号	6-6	領収書等の添付様式																				
領収書その他の証拠書類の添付欄																						
〒876-0853 佐伯市中村東町5-14 成迫 健児 様  025043201062323742 N T Fファイナンス株式会社 税金センター お問い合わせ 0999-323-5559 〒810-0201 福岡市中央区天神2-4-38 K Fビル 受付時間 9:00~17:00（土・日・祝日除く） S515361910021-000151																						
電話料金等 料金支払証明書																						
電話番号等																						
<table><tr><th>年 月 分</th><th>支 払 金 額</th><th>支 払 年 月 日</th><th>記 事</th></tr><tr><td colspan="4"> </td></tr><tr><td>2024年 5月分</td><td>19,910円</td><td>2024年 6月24日</td><td>西日本ご利用分</td></tr><tr><td colspan="4"> </td></tr><tr><td>合計</td><td>103,262円</td><td></td><td></td></tr></table>			年 月 分	支 払 金 額	支 払 年 月 日	記 事					2024年 5月分	19,910円	2024年 6月24日	西日本ご利用分					合計	103,262円		
年 月 分	支 払 金 額	支 払 年 月 日	記 事																			
2024年 5月分	19,910円	2024年 6月24日	西日本ご利用分																			
合計	103,262円																					
※1 各通信サービス提供会社等でポイント充て込み等により、請求金額を相殺した場合、「ご請求金額なし」と表示されます。 ※2 各通信サービス提供会社等の記載がない場合は、N T Fファイナンスご利用料金となります。 上記の料金は、収納済みであることを証明します。 印鑑捺印 印につき 捺印を要します 2025年 4月24日 N T Fファイナンス株式会社 〒108-0075 東京都港区港南1-2-70																						
事業名、使途及び内容等																						
事務所電話料 5月分 対象経費 (19,910 円) - (12,100) = 7,810 円																						
あん分による充当の場合																						
あん分の率 (0.50000) あん分による政務活動費の支出額(3,905 円)																						
一部のみ打切り充当した場合																						
政務活動費の支出額 (円)																						

整理番号

6 - 7

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

DAISO
THREEPPYダイソー トキハインダストリー佐
伯店

TEL:070-7573-9423

公式通販サイト「DAISOオンラインショップ」

「ダイソーオンライン」で検索！

<金額 円又 角正>

2024年06月24日(月)17:21

レシートNo.:0001 責:00421236

粘着布テープ (50mm× ¥100外

トンボ・ビットのり消えい ¥100外

アクリル直線定規 (30c ¥100外

クラフト封筒 角形A4号 ¥500外

(8100 × 5個)

小計 8点 ¥800

10%税抜対象額 ¥800

10%税額 ¥80

合算 ¥880

お預り合計 ¥10,000

お釣り ¥9,120

登録番号 T7240001022681

スマホで在庫検索
DAISOアプリファンコミュニティ
DAISOの味



店:002273 レシートNo.:2523

事業名、使途及び内容等

文具購入費

事務用品購入費 (クラフト封筒・定規・ノリ他代)

対象経費 (880 円) - (0) =

880 円

あん分による充当の場合

あん分の率 (0.50000)

あん分による政務活動費の支出額 (440 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額

(円)

整理番号

6-8

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄



06/25 1)トウシヨウトウ

100,000円 >

事業名、使途及び内容等

事務所借上料

7月分（事務所費）

対象経費 (100,000 円) - (0) = 100,000 円

あん分による充当の場合

あん分の率 (0.50000)

あん分による政務活動費の支出額(50,000 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額 (円)

整理番号

6-9

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

支払証明書

発行日付：2025年03月11日

ソフトバンク株式会社

東京都港区海岸1丁目7番1号

請求先氏名	成迫 健児
請求先住所	〒 [REDACTED]
提出・交付先	
請求事由	顧客依頼
請求先番号	3258546191

携帯電話番号/機種契約番号等（2025年03月11日 現在）

請求年月	請求額	当月繰上額	入金額	（消費税等）	（回収代行額）	領収日
------	-----	-------	-----	--------	---------	-----

2024年05月	31,248	31,248	31,248	(2,448)	(0)	2024年09月20日
----------	--------	--------	--------	-----------	-------	-------------

合計	409,150	(25,183)	(0)
----	---------	------------	-------

上記の料金は、収税済であることを証明いたします。

※クレジットカードでお支払いのお客様は、ご契約されているクレジットカード会社へ上記料金の支払いがない場合、本証明書は無効となります。

印紙税申告済
付につき
税務署承認済

お問い合わせ先

ソフトバンク株式会社
ソフトバンクカスタマーサポート
ソフトバンク携帯電話から157（※44）
一般電話から0855-919-0157（無料）

事業名、使途及び内容等

携帯電話料

5月分 携帯電話料金利用料

対象経費 (9,452 円) - (0) = 9,452 円

8,593円 + 859円（消費税） = 9,452円

あん分による充当の場合

あん分の率 (0.50000)

あん分による政務活動費の支出額 (4,726 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額 (円)

整理番号

6-10

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

なりさこ健児事務所 様

しんぶん 赤旗
領収書

2024 年 6 月分

930 円(税込)

新聞・雑誌名	税率	部数	金額(税込)
「しんぶん赤旗」日曜版	8%	1	930

(取扱先)
「しんぶん赤旗」出張所
日本共産党 南部地区委員会
TEL 0972-23-0945
FAX 0972-23-2342

8%対象	861 円(税抜)	消費税	69 円
10%対象	0 円(税抜)	消費税	0 円

日本共産党中央委員会 登録番号 T2700150120822
しんぶん赤旗

領収年月日

6/27

投書

事業名、使途及び内容等

定期購読料

6月分 (しんぶん赤旗)

対象経費 (930 円) - (0) = 930 円

あん分による充当の場合

あん分の率 (1.00000)

あん分による政務活動費の支出額(930 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額 (円)

[illegible]

整理番号

7 - /

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領 収 証

令和6年6月分

成迫 健児 様

*は軽減税率対象項目

品 名	部 数	金 額	夕 月 夕 日 領 収
*大分合同新聞	1	4,000	合計金額
[8%対象] 4,000 (消費税/296)			4,000 円

上記の金額正に領収致しました。上記金額には消費税が含まれています。

登録番号:T3810366059750

大分合同新聞 佐伯堅田プレスセンター

加 藤 泰 広

TEL 24-2630 ☎876-0032 佐伯市中山区1番通01班

事業名、用途及び内容等

定期購読料

6月分 (大分合同新聞)

対象経費 (4,000 円) - (0) = 4,000 円

あん分による充当の場合

あん分の率 (1.00000)

あん分による政務活動費の支出額 (4,000 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額 (円)

整理番号

7-2

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

(D) 電気料金コンビニ専用振込領収証

お振込人 ナリサコ ケンジ 様
ご契約名義 ナリサコ ケンジ 様

ご契約： 従量電灯C

振込金額 2024 年 5 月分 うち消費税等相当額 610 円
6,711 円お 客 さ ま 番 号
5050000016577752231本証により直接集金することは
ありません。
収納印がないものおよび金額を
訂正したものは無効です。

期 限 日

裏面をご覧のうえ、

7月12日

までにお支払いください。

※ 万一、期限日を過ぎてお支払いいただいた
場合は、下記営業所までお電話ください。

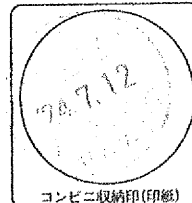
振込金額に加え、別途振込手数料が発生します。

本票は、2024 年 7 月 2 日に作成しております。

九州電力株式会社

電話 050-6622-2002

(有 料)

電話番号をよくお確かめのうえ、お掛け間違い
のないようお願い申し上げます。

CVS取扱店→お振込人

事業名、使途及び内容等

事務所電気料

5月分

対象経費 (6,711 円) - (0) = 6,711 円

あん分による充当の場合

あん分の率 (0.50000)

あん分による政務活動費の支出額(3,355 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額 (円)

整理番号 7-3

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領収証

2024年 7月12日(金) 13時48分

成迫 健児 様

金額 ¥3,894

(内消費税等 ¥354)

税率別内訳 / 課税対象額 10% ¥3,894

(内消費税額 ¥354)

但し、お品代として

上記金額正に領収致しました。

＜決済内訳＞

現金 ¥3,894

(内消費税等 ¥354)

現金お預かり ¥10,000

お釣り ¥6,106

登録番号:T3050001005560

株式会社九州ケースデンキ

ケースデンキ佐伯店

電話番号 0972-25-1538

販売担当者029957

店コード 2200005331415

売上伝票番号 2310004536152

新製品が安い

KS ケーズデンキ

お買上げ明細

2024年 7月12日(金) 13時48分

(3141000131985)

会員番号 0530003194652

＜明細＞

1 ●インクカートリッジ 持帰

エプソン

4988617160989 ICM74 10%

5%値引対象 1点 ¥978

2 ●インクカートリッジ 持帰

エプソン

4988617160965 ICBK74 10%

5%値引対象 2点 ¥2,926

3 使用済みインク値引き 持帰

-----*

2098010128256 インク社 ¥10IT 10%

1点 ¥0

明細小計 ¥3,904

B 値引 -10

4点/合計 ¥3,894

税率別内訳 / 課税対象額 10% ¥3,894

(内消費税額 ¥354)

事業名、使途及び内容等

文具購入費

事務用品購入費 (EPSONインクカートリッジ代)

対象経費 (3,894 円) - (0) = 3,894 円

あん分による充当の場合

あん分の率 (0.50000)

あん分による政務活動費の支出額(1,947 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額 (円)

整理番号

7-4

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

給与支払証明書

令和 6年 6月分

氏名	勤務日数	給与	手当			支給計
			通勤手当	超過勤務手当	手当計	
	14	56,000	4,000	0	4,000	60,000
控 除					差引支給額	
所得税	雇用保険料	健康保険料	厚生年金	控除計		
1,715	0	0	0	1,715	58,285	
支給者	住所		佐伯市中村東町5番14号			
	氏名又は名称		大分県議会議員 成迫 健児			

(給与振込先)

振込先

振込氏名

支給日	受領印
令和6年7月19日	



07/19

58,285円 >

事業名、使途及び内容等

政務活動補助職員給与
6月分給与(給与分60,000円)

対象経費 (60,000 円) - (0) = 60,000 円

あん分による充当の場合

あん分の率 (0.50000)

あん分による政務活動費の支出額(30,000 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額 (円)

整理番号	7 - 5	領収書等の添付様式									
領収書その他の証拠書類の添付欄											
電気料金ご入金実績 Web発行 2025年 4月14日発行 ご入金実績は以下のとおりです。 ナリサコ ケンジ様 (お客さま番号 50-500-000-16-5777522-31) 2024年 6月分 (入金日 7月19日) <table><tr><td>領収金額</td><td>6,800円</td><td>(うち消費税等相当額 616円)</td></tr></table> 領収金額には以下を含みます。 <table><tr><td>燃 料 費 等 調 整 額</td><td>7円</td></tr><tr><td>再 エ ネ 賦 課 金</td><td>464円</td></tr><tr><td>延 滞 利 息 金</td><td>18円</td></tr></table> (ご使用期間) 5月17日～ 6月16日 (ご使用量) 133kWh (金融機関) ***** <印刷してご利用されるお客さまへ> 領収内容を証明するという点では、従来の領収証と代わりません。 なお、公共機関等へご提出される場合は、ご提出機関によって要件を満たさない場合もございますので、予めご確認いただきますようお願い致します。 ※領収データを画面表示したものであるため、印刷してご利用された場合でも、印刷課税文書には該当しません。 小売電気事業者登録番号A0275 九州電力株式会社 (作成地：福岡市中央区渡辺通2丁目1-82)			領収金額	6,800円	(うち消費税等相当額 616円)	燃 料 費 等 調 整 額	7円	再 エ ネ 賦 課 金	464円	延 滞 利 息 金	18円
領収金額	6,800円	(うち消費税等相当額 616円)									
燃 料 費 等 調 整 額	7円										
再 エ ネ 賦 課 金	464円										
延 滞 利 息 金	18円										
事業名、使途及び内容等	事務所電気料 6月分 対象経費 (6,800 円) - (0) = 6,800 円										
あん分による充当の場合	あん分の率 (0.50000) あん分による政務活動費の支出額(3,400 円)										
一部のみ打ち切り充当した場合	政務活動費の支出額 (円)										

整理番号

7-6

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄



07/20 1)トウソウ外"ウ

100,000円 >

事業名、使途及び内容等

事務所借上料

8月分 (事務所費)

対象経費 (100,000 円) - (0) = 100,000 円

あん分による充当の場合

あん分の率 (0.50000)

あん分による政務活動費の支出額 (50,000 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額 (円)

整理番号

7-7

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

なりさこ健児事務所 様

しんぶん
領収書 赤旗

2024 年 7 月分

990 円(税込)

新聞・雑誌名	税率	部数	金額(税込)
「しんぶん赤旗」日曜版	8%	1	990

(取扱先)
「しんぶん赤旗」出張所
日本共産党 南部地区委員会
TEL 0972-23-0945
FAX 0972-23-2342

8%対象	917 円(税抜)	消費税	73 円
10%対象	0 円(税抜)	消費税	0 円

日本共産党中央委員会 登録番号 T2700150120822

領収年月日

7/26

扱者

事業名、使途及び内容等

定期購読料

7月分(しんぶん赤旗)

対象経費 (990 円) - (0) = 990 円

あん分による充当の場合

あん分の率 (1.00000)

あん分による政務活動費の支出額(990 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額 (円)

整理番号

17-9

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

納入証明書

令和 6年11月19日

佐伯市長

田中 利明

次のとおり収納されていることを証明します。
記

お客様番号 00-004921-009

設置場所 佐伯市中村東町5番14号
一幸館(1F左)

使用者氏名 成迫健児 事務所

佐伯市水道事業 T8-8000-2000-1947

収納日	測定年月	使用水量(m ³)	上水道料金(円) (消費税 10%)	排水量(m ³)	下水道使用料(円) (消費税 **%)	合計金額(円)	備 考
[Redacted]							
令和 6. 7. 30	令和06.07	1	790 71	***	***	790	
[Redacted]							
					以下余白		

事業名、使途及び内容等

事務所上下水道料金

7月分

対象経費 (790 円) - (0) = 790 円

あん分による充当の場合

あん分の率 (0.50000)

あん分による政務活動費の支出額(395 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額 (円)

領収書等の添付様式

整理番号

7-10

領収書その他の証拠書類の添付欄

NTTファイナンス株式会社
払込受領証お客様名
成迫 健児 様お客様番号
4910-1710-60230請求年月
2024年 6月分ご請求金額
¥7,466-上記の金額を受領いたしました。
※金額を訂正したもの及び、取扱
日付印のないものは無効です。

NTTファイナンス株式会社

収入印紙貼付欄

38572
24.7.30
3.8.4.11

領収日付印

(お客様控)

事業名、使途及び内容等

事務所電話料

6月分

対象経費 (7,466 円) - (0) = 7,466 円

あん分による充当の場合

あん分の率 (0.50000)

あん分による政務活動費の支出額(3,733 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額 (円)

整理番号

8-1

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領 収 証

令和6年7月分

成迫 健児 様

*は軽減税率対象項目

品 名	部 数	金 額	8 月 5 日 領 収
*大分合同新聞	1	4,000	合 計 金 額
[8%対象] 4,000 (消費税/296)			4,000 円

上記の金額に消費税を徴収致しました。上記金額には消費税が含まれています。

登録番号:T3810366059750

大分合同新聞 佐伯堅田プレスセンター

加 藤 泰 広

TEL 24-2630 ⑦376-0032 佐伯市中山区1番通り1班

事業名、使途及び内容等

定期購読料

7月分(大分合同新聞)

対象経費 (4,000 円) - (0) = 4,000 円

あん分による充当の場合

あん分の率 (1.00000)

あん分による政務活動費の支出額(4,000 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額 (円)

整理番号 8-2

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

支払証明書
発行日付: 2025年03月11日
ソフトバンク株式会社
東京都港区海岸1丁目7番1号

請求先氏名	成迫 健児
請求先住所	
提出・交付先	
請求事由	顧客依頼
請求先番号	3258546191

携帯電話番号/機種契約番号等(2025年03月11日現在)

請求年月	請求額	当月請求額	入金額	(消費税等)	(回収代行額)	納収日
2024年09月	48,059	48,059	48,059	(2,791)	(0)	2024年03月13日

合計	409,150	(25,183)	(0)
----	---------	----------	-----

上記の料金は、収納費であることを証明いたします。
※クレジットカードでお支払いのお客様は、ご契約されているクレジットカード会社へ上記料金のお支払いがない場合、本証明書は無効となります。

印刷税等未納
付につき足
税務署承認済

お問い合わせ先
ソフトバンク株式会社
ソフトバンクカスタマーサポート
ソフトバンク携帯部から157(無料)
一斉発信から0800-019-0157(無料)

事業名、使途及び内容等

携帯電話料
6月分 携帯電話料金利用料
対象経費 (11,608 円) - (0) = 11,608 円
 $(20,799円 - 10,000円 - 246円) \times 1.1 = 11,608円$

あん分による充当の場合

あん分の率 (0.50000)
あん分による政務活動費の支出額 (5,804 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額 (円)

整理番号

8-3

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

給与支払証明書

令和 6年 7月分

氏名	勤務日数	給与	手当			支給計
			通勤手当	超過勤務手当	手当計	
	17	68,000	4,000	0	4,000	72,000
控 除					差引支給額	
所得税	雇用保険料	健康保険料	厚生年金	控除計		
2,083	0	0	0	2,083	69,917	
支給者	住所		佐伯市中村東町5番14号			
	氏名又は名称		大分県議会議員 成迫 健児			

(給与振込先)

振込氏名

支給日

受領印

令和6年8月21日



08/21

69,917円 >

事業名、使途及び内容等

政務活動補助職員給与

7月分給与(給与分72,000円)

対象経費 (72,000 円) - (0) = 72,000 円

あん分による充当の場合

あん分の率 (0.50000)

あん分による政務活動費の支出額(36,000 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額 (円)

整理番号	8-4	領収書等の添付様式	
領収書その他の証拠書類の添付欄			
電気料金ご入金実績		Web発行 2025年 4月14日発行	
ご入金実績は以下のとおりです。			
ナリサコ ケンジ様 (お客さま番号 50-500-000-16-5777522-31)			
2024年 7月分 (入金日 8月21日)			
領収金額	8,907円	(うち消費税等相当額 806円)	
領収金額には以下を含みます。			
燃料費等調整額	364円		
再エネ賦課金	684円		
延滞利息金	38円		
(ご使用期間) 6月17日～ 7月16日		(ご使用量) 196kWh	
(金融機関)		*****	
<印刷してご利用されるお客さまへ> 領収内容を証明するという点では、従来の領収証と代わりません。 なお、公共機関等へご提出される場合は、ご提出機関によって要件を満たさない場合もございますので、予めご確認いただきますようお願い致します。 ※領収データを画面表示したものであるため、印刷してご利用された場合でも、印刷課税文書には該当しません。			
小売電気事業者登録番号A0275 九州電力株式会社 (作成地：福岡市中央区渡辺通2丁目1-82)			
事業名、使途及び内容等			
事務所電気料 7月分 対象経費 (8,907 円) - (0) = 8,907 円			
あん分による充当の場合			
あん分の率 (0.50000)			
あん分による政務活動費の支出額(4,453 円)			
一部のみ打切り充当した場合			
政務活動費の支出額 (円)			

整理番号

8-5

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

なりさこ健児事務所 様

しんぶん 赤旗
領収書

2024 年 8 月分

990 円(税込)

新聞・雑誌名	税率	部数	金額(税込)
「しんぶん赤旗」日曜版	8%	1	990

(取扱先)

「しんぶん赤旗」出張所
日本共産党 南部地区委員会
TEL 0972-23-0945
FAX 0972-23-2342

8%対象	917 円(税抜)	消費税	73 円
10%対象	0 円(税抜)	消費税	0 円

日本共産党中央委員会 登録番号 T2700150120822

領収年月日

8/23

扱着

事業名、使途及び内容等

定期購読料

8月分 (しんぶん赤旗)

対象経費 (990 円) - (0) = 990 円

あん分による充当の場合

あん分の率 (1.00000)

あん分による政務活動費の支出額 (990 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額 (円)

政務活動費の支出額 (円)

領収書等の添付様式

整理番号

8-7

領収書その他の証拠書類の添付欄

3 D06-08-30

ATM振込

100,000 1)トウヨウ

4 D06-08-30

手数料

660

事業名、使途及び内容等

事務所借上料

9月分 (事務所費)

対象経費 (100,660 円) - (0) = 100,660 円

 $100,000 \text{ (事務所費)} + 660 \text{ (振込手数料)} = 100,660 \text{ 円}$

あん分による充当の場合

あん分の率 (0.50000)

あん分による政務活動費の支出額 (50,330 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額

(円)

整理番号

9-1

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

納入証明書

令和 6年11月19日

佐伯市長

田中 利明



次のとおり収納されていることを証明します。

記

お客様番号 00-004921-009

設置場所 佐伯市中村東町5番14号

一幸館(1F左)

使用者氏名 成迫健児 事務所

佐伯市水道事業 T8-8000-2000-1947

収納日	測定年月	使用水量(m ³)	上水道料金(円) (消費税 10%)	排水量(m ³)	下水道使用料(円) (消費税 4%)	合計金額(円)	備 考
令和 6. 9. 3	令和06.08	1	790 71	*****	*****	790	
					以下余白		

事業名、使途及び内容等

事務所上下水道料金

8月分

対象経費 (790 円) - (0) = 790 円

あん分による充当の場合

あん分の率 (0.50000)

あん分による政務活動費の支出額(395 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額 (円)

整理番号

9-2

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領 収 証

2024年8月分

成迫 健児 様

*は軽減税率対象項目

品 名	品 数	金 額	月 日 領 収
*大分合同新聞	1	4,000	合計金額
			4,000 円

[8%対象] 4,000 (消費税/296)

上記の金額正に領収致しました。上記金額には消費税が含まれています。

登録番号:T3810366059750

大分合同新聞 鶴岡・堅田プレスセンター

加 藤 泰 広

TEL 080-1483-9175

☎376-0032 佐伯市中山区1番通り11号

事業名、使途及び内容等

定期購読料

8月分(大分合同新聞)

対象経費 (4,000 円) - (0) = 4,000 円

あん分による充当の場合

あん分の率 (1.00000)

あん分による政務活動費の支出額(4,000 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額 (4,000 円)

整理番号	9-3	領収書等の添付様式																					
領収書その他の証拠書類の添付欄																							
〒876-0853 佐伯市中村東町5-14 成道 健児 様  025043201052326742		NTTファイナンス株式会社 料金センター お問合わせ先 0202-377-5678 〒810-0091 福岡市中央区天神2-4-38 KPFビル 受付時間 9:00～17:00（土・日・曜祭除く） S5153010103041-000101																					
電話番号等 XXXXXXXXXX 電話料金等 料金支払証明書 <table><thead><tr><th>年 月 分</th><th>支 払 金 額</th><th>支 払 年 月 日</th><th>記 事</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="4" style="background-color: black;"></td></tr><tr><td>2024年 7月分</td><td>7,369円</td><td>2024年 9月 5日</td><td>西日本ご利用分</td></tr><tr><td colspan="4" style="background-color: black;"></td></tr><tr><td>合計</td><td>103,262円</td><td></td><td></td></tr></tbody></table> ※1 各通信サービス提供会社でポイント充当等により、請求金額を相殺した場合、「ご請求金額なし」と表示されます。 ※2 各通信サービス提供会社名の記載がない料金は、NTTファイナンスご利用料金となります。 上記の料金は、収納済みであることを証明します。 印紙税中納付 付につき支 払事務手数料 2025年 4月24日 NTTファイナンス株式会社 〒108-0075 東京都港区港南1-2-70				年 月 分	支 払 金 額	支 払 年 月 日	記 事					2024年 7月分	7,369円	2024年 9月 5日	西日本ご利用分					合計	103,262円		
年 月 分	支 払 金 額	支 払 年 月 日	記 事																				
2024年 7月分	7,369円	2024年 9月 5日	西日本ご利用分																				
合計	103,262円																						
事業名、使途及び内容等																							
事務所電話料 7月分 対象経費		(7,369 円) - (35) = 7,334 円																					
あん分による充当の場合																							
あん分の率 (0.50000)																							
あん分による政務活動費の支出額		(3,667 円)																					
一部のみ打ち切り充当した場合																							
政務活動費の支出額		(円)																					

整理番号

9-4

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

給与支払証明書

令和 6年 8月分

氏名	勤務日数	給与	手当			支給計
			通勤手当	超過勤務手当	手当計	
	11	44,000	4,000	0	4,000	48,000
控 除						差引支給額
所得税	雇用保険料	健康保険料	厚生年金	控除計		
1,347	0	0	0	1,347	46,653	
支給者	住所		佐伯市中村東町5番14号			
	氏名又は名称		大分県議会議員 成迫 健児			

(給与振込先)



振込氏名



支給日	受領印
令和6年9月20日	



09/20



46,653円 >

事業名、用途及び内容等

政務活動補助職員給与

8月分給与(給与分48,000円)

対象経費 (48,000 円) - (0) = 48,000 円

あん分による充当の場合

あん分の率 (0.50000)

あん分による政務活動費の支出額(24,000 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額 (円)

整理番号	9-5
------	-----

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

電話料金等払込受領証

西日本ご利用分

ご請求先氏名

成迫 健児 様

お客様番号

4910-1710-60230

2024年 9月ご請求分

金額(円)

¥7,457-

受取人

NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)

0800-3335550

領 収 日 附 印

24.9.27

取 入 印 紙 貼 付 欄

(金融機関・CVS/II)→お客様

事業名、使途及び内容等

事務所電話料
9月分
対象経費 (7,457 円) - (17) = 7,440 円

あん分による充当の場合

あん分の率 (0.50000)
あん分による政務活動費の支出額(3,720 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額 (7,440 円)

整理番号	9-6	領収書等の添付様式																																
領収書その他の証拠書類の添付欄		支払証明書 発行日付：2025年03月11日 ソフトバンク株式会社 東京都港区海岸1丁目7番1号 <table><tr><td>請求先氏名</td><td>成迫 健児</td></tr><tr><td>請求先住所</td><td></td></tr><tr><td>提出・交付先</td><td></td></tr><tr><td>請求事由</td><td>顧客依頼</td></tr><tr><td>請求先番号</td><td>3258546191</td></tr></table> 携帯電話番号／機種契約番号等（2025年03月11日 現在） <table><tr><td>請求年月</td><td>請求額</td><td>当月請求額</td><td>入金額</td><td>（消費税等）</td><td>（回収代行額）</td><td>領収日</td></tr><tr><td>2024年08月</td><td>29,497</td><td>29,497</td><td>29,497</td><td>（2,402）</td><td>（0）</td><td>2024年09月24日</td></tr><tr><td colspan="7">合計 609,150 （25,183） （0）</td></tr></table> 上記の料金は、明細書であることを説明いたします。 ※クレジットカードでお支払いのお客様は、ご契約されているクレジットカード会社へ上記料金のお支払いがない場合、本証明書は無効となります。 印紙税申告納付につき注意 税務署へ申告 お問い合わせ先 ソフトバンク株式会社 ソフトバンクカスタマーサポート ソフトバンクお客様センター 157（無料） 一斉電話から 0600-010-0157（無料）		請求先氏名	成迫 健児	請求先住所		提出・交付先		請求事由	顧客依頼	請求先番号	3258546191	請求年月	請求額	当月請求額	入金額	（消費税等）	（回収代行額）	領収日	2024年08月	29,497	29,497	29,497	（2,402）	（0）	2024年09月24日	合計 609,150 （25,183） （0）						
請求先氏名	成迫 健児																																	
請求先住所																																		
提出・交付先																																		
請求事由	顧客依頼																																	
請求先番号	3258546191																																	
請求年月	請求額	当月請求額	入金額	（消費税等）	（回収代行額）	領収日																												
2024年08月	29,497	29,497	29,497	（2,402）	（0）	2024年09月24日																												
合計 609,150 （25,183） （0）																																		
事業名、用途及び内容等		携帯電話料 8月分 携帯電話料金利用料 対象経費 （11,611 円）－ （0）＝ 11,611 円 10,556 円 + 1,055 円 = 11,611 円																																
あん分による充当の場合		あん分の率 （0.50000） あん分による政務活動費の支出額（5,805 円）																																
一部のみ打ち切り充当した場合		政務活動費の支出額（ 円）																																

整理番号	9-7	領収書等の添付様式																				
領収書その他の証拠書類の添付欄																						
〒876-0853 佐伯市中村東町5-14 成迫 隆晃 様  025043201062326722 N T Tファイナンス株式会社 社会センター お問合わせ先 0800-327-5550 〒910-0201 福井市中区天拝2-4-38 KFビル 受付時間 9:00～17:00（土・日・祝日除く） 5515301910001-000161																						
電話料金等 料金支払証明書																						
電話番号等																						
<table><tr><th>年 月 分</th><th>支 払 金 額</th><th>支 払 年 月 日</th><th>記 事</th></tr><tr><td colspan="4"> </td></tr><tr><td>2024年 8月分</td><td>7,375円</td><td>2024年 9月30日</td><td>西日本ご利用分</td></tr><tr><td colspan="4"> </td></tr><tr><td>合計</td><td>193,262円</td><td></td><td></td></tr></table>			年 月 分	支 払 金 額	支 払 年 月 日	記 事					2024年 8月分	7,375円	2024年 9月30日	西日本ご利用分					合計	193,262円		
年 月 分	支 払 金 額	支 払 年 月 日	記 事																			
2024年 8月分	7,375円	2024年 9月30日	西日本ご利用分																			
合計	193,262円																					
※1 各通信サービス提供会社間でポイント異動等により、請求金額を相殺した場合は、「ご請求金額なし」と表示されます。 ※2 各通信サービス提供会社との記載がない場合は、N T Tファイナンスご請求料金となります。 上記の料金は、収納済みであることを証明します。 印紙税申告納付につき、印紙等納税済 2025年 4月24日 N T Tファイナンス株式会社 〒108-0075 東京都港区港南1-2-70																						
事業名、使途及び内容等																						
事務所電話料 8月分 対象経費 (7,375 円) - (14) = 7,361 円																						
あん分による充当の場合																						
あん分の率 (0.50000) あん分による政務活動費の支出額(3,680 円)																						
一部のみ打切り充当した場合																						
政務活動費の支出額 (円)																						

整理番号 9-8

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

2024年09月

Q 検索

↓ エクスポート

 09/30 1)トウシヨウトウ

100,000円 >

事業名、使途及び内容等

事務所借上料
10月分（事務所費）
対象経費 (100,000 円) - (0) = 100,000 円

あん分による充当の場合

あん分の率 (0.50000)
あん分による政務活動費の支出額(50,000 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額 (円)